

アニサキスを原因とする食中毒が発生しました

本日、坂井健康福祉センターは、坂井市内にある下記の施設を食中毒の原因施設と断定し、この施設に対し営業停止を命じました。

食中毒事件の概要については、以下のとおりです。

1 探知

令和6年7月27日（土）午後0時53分頃、坂井市内の医療機関から坂井健康福祉センターに、「アニサキス症食中毒の患者届出を提出した」旨の連絡がありました。

2 調査結果

以下のことから、坂井健康福祉センターは本件を当該施設が販売した生食用鮮魚介類を原因とする食中毒と断定しました。

- 患者が7月24日（水）の午後6時30分頃に当該施設で生食用鮮魚介類を購入していました。
- 医療機関において患者からアニサキス虫体が摘出されました。
- 患者の症状および潜伏期間が胃アニサキス症と類似していました。
- 患者が発症前数日以内に喫食した生食用鮮魚介類は、当該施設が販売した刺身のみでした。
- 当該施設ではアニサキスが寄生する可能性のある魚介類について、加熱や十分な冷凍等の措置を講ずることなく販売していました。
- 患者を診察した医師から食中毒患者等届出票の提出がありました。

患 者	発症日時	令和6年7月25日（木）午前2時頃
	症 状	腹痛
	患者数	男性 1名（40歳代）
原因食品	7月24日（水）に原因施設が販売したひらめの刺身	
原因物質	アニサキス（寄生虫）	
検査状況	医療機関で患者からアニサキス虫体が摘出された。	
原因施設	所在地	坂井市春江町江留下高道113-3
	屋 号	ビッグベリーマーケット春江 （びっぐべりーまーけっとはるえ）
	営 業 者	株式会社ながすぎ 代表取締役 永杉 宏之（ながすぎ ひろゆき）
	営業の種類	魚介類販売業
行政処分等	坂井健康福祉センターは、食品衛生法に基づき、原因施設の営業について、7月28日の1日間、停止処分とした。また、原因施設に対し、管理運営基準の適合の確認、従事者の衛生教育を実施する。	

3 本県における食中毒発生状況（令和6年7月28日現在 今回の事件を含む）

		本年 (1月1日～7月28日)		昨年 同期状況	昨年 (1月1日～12月31日)
		事 件 数	患 者 数		
福井県		9件	71名	17件	52名
内 訳	福井県 (福井市除く)	7件	49名	9件	31名
		2件	22名	8件	21名
	福井市	10件	68名	10件	36名
		2件	22名	2件	2名

4 報道機関へのお願い

- ・アニサキスによる食中毒を防止するため、下記ホームページで注意喚起を行っています。県民の皆様への注意喚起をお願いします。

URL : <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iei/shokunoanzen/anisakis.html>